**障害児通所支援事業所の指定申請について**

**●事業を開始する前に・・・**

　障害児通所支援事業所等の開設に際しては、児童福祉法の趣旨（目的・基本理念）や関係法令等をよく読み十分に理解した上で、「法令等を遵守し、適切な事業運営及び障害児への適切な支援の提供が可能か」を、よくご検討ください。

　また、児童福祉法以外にも、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきこともあります。各法令所管課に事前に相談の上、指示を仰いでください。

　事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。

　必ず事業を開始する前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。

**●指定申請の流れについて**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続き | 時期  （スケジュール例：４月開所の場合） | 備考 |
| 1. 事前協議 | 事業開始月の３月前まで | ※要事前予約 |
| 1. 申請書の提出 | 事業開始月の前々月～前月１０日 | ※正本、副本作成 |
| 1. 現地確認 | 申請書受理～月末まで |  |
| 1. 指定審査 |  |
| 1. 事業所指定（設置認可） | 事業開始月１日 |  |

【注意事項】

〇指定日は原則として、毎月１日です。

〇指定申請書の提出前に必ず事前協議を行います。事前協議に必要な書類をご準備いただき、ご予約の上、来庁してください。

**●審査内容や提出書類等について**

①事前協議

・事前協議の際は、あらかじめ電話で担当者と日時を調整の上、来庁してください。

　予約なしの事前協議は、原則として受け付けませんのでご注意ください。

　　【担当】

　　　川口市　福祉部　障害福祉課　施設係

　　　電　話　０４８－２７１－９４４２／　F　A　X　０４８－２５９－７９４３

　　　メール　[083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:083.03000@city.kawaguchi.saitama.jp)

・事前協議に必要な書類は以下のとおりです。

（１）事業計画（任意様式。以下の内容を記載すること。）

　①申請者（法人の名称、所在地、代表者、連絡先、他に実施している事業等）

　②事業開始動機（なぜ障害児通所支援事業を始めようと考えたか、なぜ川口市か等）

　③事業所（事業所名称、事業の種別、開始予定年月、定員、事業実施地域等）

　④支援内容（営業日、営業時間、具体的なサービス内容、利用者数見込等）

　⑤関係機関への相談状況（建築基準法・都市計画法等所管課、消防署、保健所、等）

（２）事業を行う場所の平面図

　どの部屋を何に使用するか分かるもの。指導訓練室は面積を記入すること。

（３）管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴書

　経歴、資格、修了している研修等が記載されていること。

②申請書の提出

・事前協議完了後、指定申請に必要な書類一式を提出してください。

・補正が完了し、不備がなくなった時点で申請書を受理します。補正修了までの来庁回数は平均して４～５回です。

・指定を受けたい前月１０日までに補正が完了しない場合、指定時期は１か月以降先になります。余裕を見て早めに申請書の提出を開始するようにしてください。

③現地確認

・指定申請書を受理後、事業開始までの間に事業所の現地確認を行います。

④指定審査

・提出いただいた指定申請書と現地確認の結果により審査を行います。

・申請書類の追加提出や差替えをお願いすることがあります。

⑤事業所指定（設置認可）

・審査の結果、指定基準を満たすと判断された事業者は、指定障害児通所支援事業所として指定します。

・指定通知書は、原則として指定日の前日までにお渡しします。

・指定の有効期間は、指定年月日から起算して６年間です。指定有効期間を超えてサービス提供を継続する場合、事業者は指定有効期間内に指定更新の手続きを行う必要があります。